令和８年第４回庄原市教育委員会　会議録

１　日　　時　　令和８年３月 27 日（金）　　午後１時 00 分開会
　　午後２時 10 分閉会

２　場　　所　　庄原市役所　本庁　５階第２委員会室

３　出席委員　　教 育 長　　牧原　明人
　　教育委員　　横山　和明、立花　有佐、捻金　宏昭、渡部　要

４　欠席委員　　なし

５　出席職員　　教育部長　荘川　隆則
　　教育部教育総務課長　毛利　久子
　　教育部教育指導課長　髙淵　直哉
　　教育部生涯学習課長　八谷　美幸
　　教育部教育総務課総務係長　天野　雄作
　　教育部教育指導課指導係長　伊澤　知弥

６　傍 聴 人　　なし

７　議事日程
　　日程第１　教育長報告
　　日程第２　議案第10号　第３期庄原市教育振興基本計画の策定について
　　日程第３　議案第11号　令和８年度教育行政施策の方針の策定について
　　日程第４　議案第12号　庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の改正について
　　日程第５　議案第13号　庄原市公立学校事務処理等規程の改正について
　　日程第６　議案第14号　庄原市学校等職員衛生管理要綱の改正について
　　日程第７　議案第15号　庄原市学校運営協議会委員の委嘱について
　　日程第８　議案第16号　庄原市学校医の委嘱について
　　日程第９　議案第17号　庄原市学校耳鼻科医の委嘱について
　　日程第10　議案第18号　庄原市学校薬剤師の委嘱について
　　日程第11　議案第19号　市長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する協議について
　　日程第12　議案第20号　庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の改正について
　　日程第13　議案第21号　庄原市教育委員会公印規程の改正について
　　日程第14　議案第22号　庄原市教育委員会様式の特例に関する規則の改正について

	― 開会　午後１時 00 分 ―
教育長	ただ今から令和８年第４回庄原市教育委員会を開会します。本日は大変議題が多くなっていますので、よろしくお願いいたします。
	日程第１　教育長報告
教育長	日程第１、教育長報告からです。本日は４点報告します。 ・文部科学大臣表彰について ・卒業証書授与式について ・行事等について ・児童生徒の進路状況について 続いて、教育部長報告をお願いします。
教育部長	・令和８年４月１日付け人事異動内示資料（教育委員会関係）について
	日程第２　議案第 10 号 第３期庄原市教育振興基本計画の策定について
教育長	日程第２、議案第 10 号、第３期庄原市教育振興基本計画の策定について議題といたします。事務局より提案をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長 ※資料 議案集 議案第 10 号別冊 資料№.２	議案集１ページ、議案第 10 号、第３期庄原市教育振興基本計画の策定についてご説明します。本案は、第３期庄原市教育振興基本計画を別冊のとおり策定することについて、教育委員会の承認を求めるものです。別冊の他にお配りしている資料は、資料№.２の第３期庄原市教育振興基本計画素案に対するパブリックコメントの結果についてです。パブリックコメントの意見募集期間は１月 26 日から２月 25 日までで、素案の公表方法は市ホームページ、市役所本庁舎及び各支所の窓口としました。意見の提出方法は郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参の中からお願いし、意見提出者は６名、内容に応じて区分ごとに分け、意見総数は 37 件となっています。意見について、それぞれ項目や概要、市教育委員会の考え方を記載しています。今回のパブリックコメントは、生成 AI を活用し、ご自身の評価を加えていただいたご質問が多く、似通ったグループからの提出であることから、質問も似通ったものが多くなっているのが特徴です。中には、こども基本法に基づいた記載や取組が必要ではないかといったご質問がありました。こども基本法については教育現場でも大事にしていかなければいけないことですが、こども基本法を根拠法令にとのご意見については、教育振興基本計画が教育基本法に基づいて策定するものであるため記載しませんが、こども基本法に沿った取組を行いますと回答しています。また、はじめにの教育長のコメントについてもご意見をいただきましたが、教育長の考えを述べたものであるため修正は行っていません。その他にもいただいていますが、それぞれのご意見に対し教育委員会の考え方をお示しし、結果としては教育振興基本計画の内容の修正まで至るようなご意見ではなかったと考えて

	います。そのため、これまでに説明させていただいた内容で承認をお願いできればと考えています。説明は以上です。
教育長	ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。前回より写真がたくさん入り、全ての学校の活動が取り入れられるようにしています。 それでは、議案第 10 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	（全員挙手）
教育長	賛成全員ですので、議案第 10 号は承認されました。
	日程第３　議案第 11 号 令和８年度教育行政施策の方針の策定について
教育長	日程第３、議案第 11 号、令和８年度教育行政施策の方針の策定について議題といたします。事務局より提案をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長 ※資料 議案第 11 号別冊	議案集３ページ、議案第 11 号、令和８年度庄原市教育行政施策の方針の策定についてご説明します。本案は、令和８年度庄原市教育行政施策の方針を別冊のとおり策定することについて教育委員会の承認を求めるものです。別冊をご覧ください。前回の教育委員会議で内容をご説明させていただき、修正や意見があればとお願いしておりましたが、教育委員の皆様からはなかったところです。文言の整理を行ったところはありますが、前回ご説明した内容となっていますので、ご承認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
教育長	ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。 それでは、議案第 11 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	（全員挙手）
教育長	賛成全員ですので、議案第 11 号は承認されました。
	日程第４　議案第 12 号 庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の改正について
教育長	日程第４、議案第 12 号、庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の改正について議題といたします。事務局より提案をお願いします。教育指導課長。
教育指導課長	議案集５ページ、議案第 12 号、庄原市公立学校の管理及び学校教育法に関する規則の改正についてご説明します。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の４の規定に基づく共同学校事務室を設置することに伴い、所要の改正を行おうとするものです。経緯としましては、広島県では、平成 22 年度から適切かつ効率的な事務処理体制を確立し学校管理運営体制の強化を図るため、学校事務の共同実施を県内 22 市町で実施してきております。その中で、平成 29 年には、学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律

	の一部改正により、学校事務職員の職務規定が見直されたとともに、共同学校事務室が法制化されました。令和８年度文部科学省概算要求においては、令和10年度までの新たな定数改善計画策定のために要する経費として、共同学校事務室の機能強化のため、法に規定する共同学校事務室を設置する市町に対する基礎定数の充実について示されています。共同学校事務室の設置について定めている地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定に沿い、共同学校事務室の名称、職員の配置等の共同学校事務室に係る各種運用を行い位置づけの明確化を図るため、所要の改正が必要となりました。７ページの新旧対照表には、庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の内容を記載しています。主には、現行は共同事務室という文言を使っていましたが、改正により共同学校事務室となります。第37条では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の４に規定する共同学校事務室とし、その他もそれぞれの文言整理を行っています。教育委員会では、この改正に基づき人事異動通知書を作成いたします。これまで総括事務長又は事務長が担っていた役割そのものは変更ありませんが、新たに室長という名称で事務職員に対して人事異動通知書を作成し、学校の役割に加え、共同学校事務室での役割を明確化していきます。職務内容が変わるというよりも、文言整理を行い職務の役割の明確化を図っていくこととなっています。説明は以上です。
教育長	ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。 それでは、議案第12号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	（全員挙手）
教育長	賛成全員ですので、議案第12号は可決されました。
	日程第５　議案第13号 庄原市公立学校事務処理等規程の改正について
教育長	日程第５、議案第13号庄原市公立学校事務処理等規程の改正について議題といたします。事務局より提案をお願いします。教育指導課長。
教育指導課長	議案集９ページ、議案第13号、庄原市公立学校事務処理等規程の改正についてご説明します。議案第12号を受け、所要の改正を行うものです。11ページの新旧対照表のとおり、共同事務室という文言を共同学校事務室と整理しており、内容についての変更はありません。説明は以上です。
教育長	ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。 それでは、議案第13号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	（全員挙手）
教育長	賛成全員ですので、議案第13号は可決されました。

	日程第６　議案第 14 号 庄原市学校等職員衛生管理要綱の改正について
教育長	日程第６、議案第 14 号、庄原市学校等職員衛生管理要綱の改正について議題といたします。事務局より提案をお願いします。教育指導課長。
教育指導課長	議案集 13 ページ、議案第 14 号、庄原市学校等職員衛生管理要綱の改正についてご説明します。厚生労働省において、新たな化学物質規制の導入のための労働安全衛生規則等の一部が改正され、令和６年４月１日に施行されており、広島県においても広島県立学校職員衛生管理要綱を改正し、令和７年１月 28 日から施行されています。この改正を受けて本市で選任等が必要となるのは、リスクアセスメント対象物を扱っている学校となります。リスクアセスメント対象物には、塩酸など理科で扱う化学物質が含まれており、これまで各学校で整理していたものについて適正に安全管理を徹底していくことが主な趣旨となります。これまでも衛生推進者を選任していましたが、新たに化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を選任することとなりました。説明は以上です。
教育長	ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。 それでは、議案第 14 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	（全員挙手）
教育長	賛成全員ですので、議案第 14 号は可決されました。
	日程第７　議案第 15 号　（非公開） 庄原市学校運営協議会委員の委嘱について
	日程第８　議案第 16 号　（非公開） 庄原市学校医の委嘱について
	日程第９　議案第 17 号　（非公開） 庄原市学校耳鼻科医の委嘱について
	日程第 10　議案第 18 号　（非公開） 庄原市学校薬剤師の委嘱について
	日程第 11　議案第 19 号 市長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する協議について
教育長	日程第 11、議案第 19 号、市長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する協議について議題とします。事務局より提案をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長	議案集（その２）１ページ、議案第 19 号、市長の権限に属する事務の一部の

※資料 議案集（その２） 資料№.３	委任及び補助執行に関する協議についてご説明します。地方自治法第 180 条の２の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を庄原市教育委員会に委任及び補助執行させることに関して協議がありましたので、教育委員会の了承を求めるものです。２ページの協議書について、資料№.３によりご説明します。 １.趣旨、庄原市長は、地方自治法第 180 条の２の規定に基づき、庄原市教育委員会と協議して庄原市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則を定め、市長の権限に属する事務の一部について庄原市教育委員会に委任、または補助執行をさせています。地方自治法の抜粋を載せていますが、普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、委員会、委員長、委員若しくはこれらの事務を補助する職員、又はこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又は、これらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして、補助執行させることができるとされています。この事務委任と補助執行の内容については表のとおり、事務委任については市長が自己の権限に属する事務の一部を市教育委員会の職員に移すことをいい、事務の執行の権限は市教育委員会に移り、事務を行うのも市教育委員会となります。補助執行については、市長の権限に属する事務を、市教育委員会に補助、執行させることをいい、あくまでも権限は市長なので最終決定は市長部局が行います。執行は市長となりますが、事務は市教育委員会が行います。ただし、対外的には市の教育委員会を表示しないものになります。この度、関係条例等の改正や事務の効率化などにより、この市が定める事務委任規則の所要の改正を行いたいとの協議がありました。２ページ、２.事務委任規則の改正概要です。まず、（１）委任事務についてです。教育委員会に権限を委任する金額の上限を引き上げるものです。市長部局の庄原市事務決裁及び専決規則（市決裁規則）の見直しにより、決裁区分等が改正されています。現行の事務委任規則では、契約事務にかかる教育長に権限を委任する上限金額について、市長部局の副市長専決の額と同額としていることから、改正後の市決裁規則における副市長専決の額を上限とするよう改正するものです。市決裁規則の改正概要について、関連部分のみを抜粋して記載しています。契約事務については、これまでは事務の流れを全て同じ金額としていましたが、最初の施行、契約、契約の締結、完成検査については、市長決裁まで金額を引上げ、それに付随して行うような執行や変更契約は、課長専決と区分を分けられました。この区分に応じて整理した表がありますが、施行、契約締結、変更契約、完成検査について、市長決裁 5,000 万以上のところを１億 5,000 万円以上に、副市長専決 3,000 万円以上のところを 5,000 万円以上に、部長専決 1,000 万円以上のところを 2,000 万円以上に、支所長・課長専決 1,000 万円未満のところを 2,000 万円未満に改正予定です。また、執行、変更契約については課長専決とされています。（２）権限の委任についてです。庄原市帝釈峡まほろばの里全体を生涯学習課が委任を受けて行っ

	ていましたが、令和８年度から、庄原市帝釈峡まほろばの里内に竣工したコテージの運営を開始することとなっており、庄原市屋外体験施設設置及び管理条例が改正されています。そのため、今後はコテージの運営を含めて産業振興部観光振興課が行うこととなったため、事務委任規則の中から削除するものです。 ３ページ、（３）補助執行事務についてです。事務の追加について協議されており、まず１つは、①指定納付受託者及び指定公金事務取扱者に関することです。令和５年の地方自治法改正により、公のお金の出し入れに係る公金事務の私人委託制度が見直され、指定公金事務取扱者制度が創設されています。この改正により、原則全ての公金の徴収・収納事務及び一部の支出事務について、市長が適切かつ確実に遂行することができる者を指定することが可能となり、本市会計規則も改正されました。制度改正前の私人委託制度が令和８年３月 31 日で終了することから、市教育委員会にかかる公金を取り扱わせようとする者の指定について、事務を補助執行させようとするものです。本市において指定管理をしていない施設で、使用料等を収入する場合には、これまでは自治振興区に委託をしていましたが、今後は制度に基づき指定し事務を行う予定です。②寄附の受納に関することです。現在、寄附の受納に関する事務は総務部総務課が一括して行っており、教育委員会や学校に対する寄附の申し出があった場合は、教育委員会事務局に確認をしたうえで寄附の受納の判断を行っています。教育委員会に事務を補助執行させることで、直接寄附の受納の受付や判断ができるように事務の効率化を図るものです。教育委員会に対する寄附であっても、市長に対して寄附の申出をしていただき、受付や受納の判断について教育委員会が行った後、市長部局に起案を持ち回って市長が最終的に受納の判断を行うこととなります。 （４）その他（関係条例の改正に伴う条文等の整理）についてです。まず、庄原市副市長の定数を定める条例が改正され、令和８年度からは副市長が１人体制となるので、事務担当副市長及び事業担当副市長が廃止され、副市長の名称で事務を行うこととなりました。また、令和８年度における組織機構の見直しにより、庄原市行政組織条例及び庄原市行政組織規則が改正され、組織名や事務分掌が変更となっています。これらの改正と委任事務の金額の引上げによる改正により、条文及び別表の文言整理に伴う改正を行うものです。事務担当副市長については一律副市長に、企画振興部長とあるところは経営政策部長に、企画振興部企画課長とあるところは経営政策部経営戦略課長に名称を変更するもので、施行予定は令和８年４月１日です。議案集（その２）の２ページに、この補助委託委任事務の規則の制定に関し、3月 27 日までに文書により回答をする必要があるとされていますので、ご審議をお願いいたします。
教育長	ただ今の説明について何か質疑等ありますか。よろしいですか。 それでは、議案第 19 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

教育委員	（全員挙手）
教育長	賛成全員ですので、議案第 19 号は承認されました。
	日程第 12　議案第 20 号
	庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の改正について
教育長	日程第 12、議案第 20 号、庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の改正について議題とします。事務局より提案をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長	議案集（その２）、議案第 20 号、庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の改正についてご説明します。本案は、庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出するものです。17 ページの提案理由のとおり、庄原市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正等に伴い所要の改正を行うものです。資料№.４の１趣旨に記載のとおり、庄原市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則は改正される予定です。また、市長部局では行政組織条例等の改正に併せて、事務処理の効率化や業務負担軽減のため決裁区分や合議の見直しを行い、庄原市事務決裁及び専決規則を改正するとされています。このことから、市長部局の決裁区分との整合を図るため、庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則を改正するものです。２改正概要の（１）について、庄原市副市長の定数を定める条例の改正により、事務担当副市長を副市長に変更します。（２）については、事務委任規則、市決裁規則の改正によるもので、決裁区分ごとの金額を市決裁規則と同額となるよう変更します。次に、工事、物品購入等、業務委託にかかる決裁事項の区分を施行等、契約等に整理し、契約等については課長決裁とするものです。なお、施行等で行う事務の範囲については施行、締結、完成検査等となっており、契約等で行う事務の範囲については契約方法の決定、入札参加者の選定、入札保証金及び契約保証金の徴収、免除及び還付となります。また、合議先については組織機構の見直しによる職名の変更のほか、管財課長の合議については地方自治法施行令第 167 条の２第１項第１号に定める金額を超える契約の起案に限るよう統一するものです。この地方自治法施行令の内容については、売買、貸借、請負その他の契約において、随意契約ができる予定価格の額を定めた規定とされています。行政財産の目的外使用許可については、これまでは部長決裁となっていましたが、新規や特例の事案を除き課長決裁とするものです。事務の種類ごとの改正については２ページ以降の表のとおりです。まず、２歳入に関する事項です。教育長 5,000 万以上、教育部長 2,000 万以上 5,000 万円未満、課長等 2,000 万未満のところを、調定については法令等に基づくものなので、教育部長 5,000 万円以上、課長等 5,000 万円未満とし、教育長については決裁を要しないことといたしました。次に、３歳出に関する事項です。決裁事項（６）工事の施行等に関することについて、教育長 3,000 万円以上 5,000 万円未満、教育部長 1,000 万円以上 3,000 万円未満、課長等は 1,000 万円未満のところを、
※資料 資料№.４	

	教育長 5,000 万円以上１億 5,000 万円未満、教育部長 2,000 万円以上 5,000 万円未満、課長等 2,000 万円未満と引き上げるものです。市長部局の決裁区分と合わせ教育長については副市長、教育部長については部長、課長等については、市長部局の課長等と金額を合わせています。また、合議先については、部課名修正を行っています。次に、決裁事項（７）工事の契約等に関することについて、教育長まで決裁区分があったところを、全額課長等としています。決裁事項（８）物品購入、修繕及び印刷製本の施行等に関することについても、市長部局の決裁区分と合わせ教育長 500 万円以上 1,000 万円未満、教育部長 300 万円以上 500 万円未満、課長等 300 万円未満のところを、教育長 1,000 万以上 2,000 万円未満、教育部長 500 万円以上 1,000 万円未満、課長等 500 万円未満とし、合議先についても部課名の修正を行っています。決裁事項（９）物品購入、修繕及び印刷製本等の契約等に関することについても教育長まで決裁区分があったところを、全額課長等としています。続いて、決裁事項（10）業務委託の施行等に関することについても、市長部局の決裁区分と合わせ教育長 700 万円以上 1,000 万円未満、教育部長 500 万円以上 700 万円未満、課長等 500 万円未満のところを、教育長 1,500 万円以上 2,000 万円未満、教育部長 1,000 万円以上 1,500 万円未満、課長等 1,000 万円未満とし、合議先についても部課名の修正を行っています。続いて４ページ、決裁事項（11）業務委託の契約等に関することについても、教育長まで決裁区分があったところを、全額課長等としています。次に、４財産に関する事項のうち、行政財産の目的外使用許可に関することについては、全て教育部長決裁としていたところを、通常の更新や返還及び使用料を決める時に根拠となっている庄原市行政財産使用料条例に基づく料金で算定したものについては、課長等の決裁、それ以外の新しいものや特例のものについては部長決裁とするもので、改正については令和８年４月１日から施行としています。以上の内容から別表のとおり改めるもので、18 ページには新旧対照表で詳細を記載しています。説明は以上です。
教育長	ただ今の説明について何か質疑等ありますか。よろしいですか。 それでは、議案第 20 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	（全員挙手）
教育長	賛成全員ですので、議案第 20 号は可決されました。
	日程第 13　議案第 21 号 庄原市教育委員会様式の特例に関する規則の改正について
教育長	日程第 13、議案第 21 号、庄原市教育委員会様式の特例に関する規則の改正について議題とします。事務局より提案をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長	議案集（その２）25 ページ、議案第 21 号、庄原市教育委員会様式の特例に関する規則の改正についてご説明します。本案は、庄原市教育委員会様式の特例

※資料 資料№.５	に関する規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出するもので、提案理由のとおり、行政手続等に関する押印見直しの取組に伴い、所要の改正を行おうとするものです。資料№.５、行政手続等に関する押印廃止の取組に伴う様式例の改正についてです。１.趣旨に記載のとおり、本市においては、行政手続き等の簡略化による市民の負担軽減や利便性の向上を図るため、令和２年度から申請者等の押印見直しに取り組み、市教育委員会においても、令和３年 10 月に 93 件の様式を変更するよう規則等を改正しました。令和８年度からの本市の文書管理システム等の更新に伴い、電子決裁を導入することから、更なる事務の効率化、電子申請等によるペーパーレス化を推進するため、総務部財政課長から補助金交付事務に係る公印取扱方針について、会計管理者から請求書の押印省略及び提出方法等の見直しについての通知がされました。このため、市教育委員会においても、公印を含めた押印廃止の取組について検討し、庄原市教育委員会様式の特例に関する規則で定める様式例について見直すものです。３ページの総務部財政課長からの通知については、原則として補助金の交付関連文書への公印の押印を不要とすること、法令や条例に基づく行政処分に該当する補助金に係る交付関連文書については公印押印をすることの２点の大きな通知となっています。４ページの会計管理者からの通知については、会計事務に係る請求書等について、押印省略を認めるとなっています。２.改正内容です。本市の押印廃止の取組にあわせ、庄原市教育委員会様式の特例に関する規則のうち、補助金等の交付に関する様式について、様式中、申請者等の欄に「印」の記載があったものを削除する改正を行います。ただし、様式第 22 号返還命令書については、補助対象者に既に交付した補助金等を返還させるものであることから、引き続き公印を押印することとしています。併せて、様式に元号の表記がある場合には、元号を削除する改正を行います。なお、本規則で定める様式と元号等の表記の有無及び今回の改正内容等については表のとおりです。第１号から第７号までは施設の管理に係るもので既に元号または押印様式は削除されています。第８号、第 12 号、第 13 号、第 14 号、第 16 号、第 18 号については、申請者の印を求めるもので令和３年度に改正済みです。今回の改正対象を太字で記載しており、第９号、第 10 号、第 11 号、第 15 号、第 17 号、第 19 号、第 20 号、第 21 号について、それぞれ元号または「印」文字を削除するものです。議案集（その２）25 ページ、庄原市教育委員会様式の特例に関する規則の一部を次のように改正、また様式について次のように改めるとし、26 ページ以降には元号と「印」文字を削除した様式を記載しています。34 ページには附則とし、この規則は令和８年４月１日から施行する。この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、改正前の様式によるものとみなす。また、この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるとし、改正前の様式による書類についても、有効なものであると記載しています。以上です。

教育長	ただ今の説明について何か質問等ありますか。よろしいですか。 それでは、議案第 21 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	（全員挙手）
教育長	賛成全員ですので、議案第 21 号は可決されました。
	日程第 14　議案第 22 号 庄原市教育委員会公印規程の改正について
教育長	日程第 14、議案第 22 号、庄原市教育委員会公印規程の改正について議題とします。事務局より説明をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長	議案集 35 ページ、議案 22 号、庄原市教育委員会公印規程の改正についてご説明します。本案は、庄原市教育委員会公印規程の一部を改正する規程案を次のとおり提出するもので、組織機構の見直し及び公印の押印範囲の見直しにより、所要の改正を行おうとするものです。企画振興部企画課長とあるところを総務部行政経営改革課長に改め、別表第１、別表第２の教育総務課長印の項を削るものです。36 ページの新旧対照表について、第 10 条の電子計算機による印影の出力については、システムを管理している企画課長と協議することとしていましたが、組織の変更に伴い行政経営改革課長と変更するものです。また、市長部局において、課長の公印について廃止するよう方針が決められたことから、別表第１、別表第２の教育総務課長の印について削除するものです。附則として、この告示は令和８年４月１日から施行します。以上です。
教育長	ただ今の説明について何か質疑等あります。よろしいですか。 それでは、議案第 22 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	（全員挙手）
教育長	賛成全員ですので、議案第 22 号は可決されました。本日の議案審議は以上です。
	その他　協議事項
教育総務課長	・学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について それでは、以上をもちまして、令和８年第４回教育委員会を閉会します。本日はお疲れ様でした。 ―　閉会　午後２時 10 分　―